

平成26年労働安全衛生調査(労働環境調査)  
事業所票



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

事業所の名称・所在地

都道府 県番号	一連番号	産業分類 番号	個人票 有=1
1	2	3	4

※ おそれいますが、上記の事業所の名称、所在地に変更等がありましたら朱書きにて訂正・加筆をお願いします。

I 企業及び事業所に関する事項

1 貴企業において**9月30日時点**の常用労働者(注1)は何人ですか。

★「企業」とは調査票が送付された貴事業所のほか、本社、支社、工場、営業所などすべての事業所をあわせたものです。

10～ 29人	1
30～ 49人	2
50～ 99人	3
100～ 299人	4
300～ 999人	5
1,000～4,999人	6
5,000人以上	7

この調査票は、秘密の保護に万全を期し、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実ありのままに記入してください。

本調査の問い合わせ先は以下のとおりです。  
(問い合わせ先)  
厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課  
賃金福祉統計室  
電話 03-5253-1111  
(内線7662、7663)

[記入上の注意]

- この調査票は、労働安全衛生関係業務に通じている方が記入するようお願いします。
- 調査票の記入に当たっては、前頁裏面の解説等を参照してください。
- 特にことわりのない限り、調査票が送付された事業所の**平成26年9月30日現在の**状況について記入してください。
- 設問には複数回答可と表示がない限り、該当する番号**1つに○印**をつけてください。(複数回答可であるものは、回答欄が  のように網掛けになっております。)また、空欄には右詰で数値を記入してください。
- 矢印(→)のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答してください。
- 名称・所在地欄の「個人票有=1」の欄の下に「1」と印字された事業所については、同封の個人票の提出をお願いします。
- 調査票の提出は、**11月20日まで**をお願いします。

記入担当者	氏名	
	電話	内線( )
主な生産品又は事業の内容		

※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名等の記入をお願いします。

以下の設問につきましては、調査票が送付された所在地の貴事業所についてのみ記入してください。

2 貴事業所において従事する者のうち、**9月30日時点**の常用労働者(注1)は何人ですか。

区分	労働者数(人)
常用労働者	

3 貴事業所において**9月30日時点**の派遣労働者(注2)(人材派遣会社から受け入れている者)は何人ですか。

★ 派遣労働者を受け入れていない場合は「0」を記入してください。派遣元の事業所は(注1)のなお書き以下をご参照ください。

区分	労働者数(人)
派遣労働者	

4 貴事業所において従事する者のうち、**9月30日時点**の就業形態別の労働者は何人ですか。

区分	労働者数(人)
正社員(注3)	
契約社員(注4)	
パートタイム労働者(注5)	
臨時・日雇労働者(注6)	

(注1)「常用労働者」とは、①期間を決めずに雇われている者②1か月を超える期間を定めて雇われている者③臨時又は日雇労働者で8月及び9月の各月にそれぞれ18日以上事業所に雇われた者のいずれかに該当する者をいいます。他社から受け入れた出向者、転籍者も含まれます。なお、労働者派遣法に基づいて派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は含みませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社に派遣している労働者を常用労働者に含めてください。

(注2)「派遣労働者」とは、平成26年9月30日時点で貴事業所が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者のうち、8月及び9月の各月にそれぞれ18日以上就労している者をいいます。

(注3)「正社員」とは、フルタイム勤務で雇用期間の定めのない者をいいます。定年まで雇用される方は「期間の定めのない」者として「正社員」と回答してください。

(注4)「契約社員」とは、フルタイム勤務で1か月を超える雇用期間の定めのある者をいいます。

(注5)「パートタイム労働者」とは、一般社員(フルタイム勤務者で基幹業務を行う社員)より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間の定めがない又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいいます。

(注6)「臨時・日雇労働者」とは、1か月以内の期間を定めて雇われている者をいいます。

## 2 頁解説

### II 有害業務従事労働者の健康管理に関する事項

#### 問 1

「**自社労働者**」とは、自社に雇用されている常用労働者をいいます。

「**構内下請労働者**」とは、平成 26 年 9 月 30 日時点において、①建設業以外については、常時構内での関係業務に従事している常用労働者をいい、②建設業については、同一工事現場内での関係業務に従事している常用労働者をいいます。

「**現場作業労働者**」とは、物の生産が行われる現場、採石等の現場、建設現場、貨物の運送の現場、自動車の整備修理の現場、機械・家具等の修理の現場、クリーニング工場等の現場において作業業務に従事する労働者をいいます（現場で作業する者であっても、事務員及び主として監督的業務に従事する職長、組長等は含みません。）。

#### 問 2

「**有害業務**」とは、労働安全衛生関係法令に定める有害な業務及び作業方法や作業環境の管理が適切に行われないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務で、「鉛業務」、「粉じん作業」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「放射線業務」、「除染等業務、特定線量下業務」、「強烈的な騒音を発する場所における業務」、「振動工具による身体に著しい振動を与える業務」、「紫外線、赤外線にさらされる業務」及び「重量物を取り扱う業務」をいいます。

「**鉛業務**」とは、鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいいます（労働安全衛生法施行令別表第 4 に掲げる業務）。

「**粉じん作業**」とは、岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋詰め及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる作業をいいます（じん肺法施行規則別表に掲げる作業）。

「**有機溶剤**」とは、次に掲げるものをいいます（労働安全衛生法施行令別表第 6 の 2 に掲げる物質）。

1 アセトン	17 酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	35 1,1,1-トリクロロエタン
2 イソブチルアルコール		36 トリクロロエチレン
3 イソプロピルアルコール	18 酢酸エチル	37 トルエン
4 イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	19 酢酸ノルマル-ブチル 20 酢酸ノルマル-プロピル	38 二硫化炭素 39 ノルマルヘキサン
5 エチルエーテル	21 酢酸ノルマル-ペンチル (別名酢酸ノルマル-アミル)	40 1-ブタノール 41 2-ブタノール
6 エチレングリコールモノエチル エーテル (別名セロソルブ)	22 酢酸メチル 23 四塩化炭素	42 メタノール 43 メチルイソブチルケトン
7 エチレングリコールモノエチル エーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	24 シクロヘキサノール 25 シクロヘキサノン 26 1,4-ジオキサン	44 メチルエチルケトン 45 メチルシクロヘキサノール 46 メチルシクロヘキサノン
8 エチレングリコールモノ-ノル マル-ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	27 1,2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン) 28 1,2-ジクロロエチレン (別名二塩化アセチレン)	47 メチル-ノルマル-ブチルケトン 48 ガソリン 49 コールタールナフサ (ソルベントナフサを含む)
9 エチレングリコールモノメチル エーテル (別名メチルセロソルブ)	29 ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)	50 石油エーテル 51 石油ナフサ
10 オルト-ジクロルベンゼン	30 N,N-ジメチルホルムアミド	52 石油ベンジン
11 キシレン	31 スチレン	53 テレピン油
12 クレゾール	32 1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	54 ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウム スピリット、ホワイトスピリット及び ミネラルターベンを含む)
13 クロルベンゼン	33 テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン)	
14 クロロホルム		
15 酢酸イソブチル	34 テトラヒドロフラン	55 1～54に掲げる物のみから成る混 合物
16 酢酸イソプロピル		

「**特定化学物質**」とは、ジクロルベンジジン、重クロム酸、ベンゼン、アンモニア等をいいます（労働安全衛生法施行令別表第 3 に掲げる物質）。詳しくは、4 頁裏面及び 5 頁をご覧ください。

「**放射線業務**」とは、エックス線等電離放射線の発生を伴う装置を使用又は検査の業務や放射性物質を装備している機器を取り扱う業務や坑内における核原料物質の掘採の業務等をいいます（労働安全衛生法施行令別表第 2 に掲げる業務）。

「**除染等業務**」とは、除染特別地域等内における①土壌等の除染等の業務、②廃棄物収集等業務、③特定汚染土壌等取扱業務をいいます。

「**特定線量下業務**」とは、除染特別地域等内における平均空間線量率が事故由来廃棄物により 2.5  $\mu$ Sv/h（マイクロシーベルト毎時）を超える場所において行う放射線業務、除染等業務以外の業務をいいます。建設工事に伴う測量や現地調査、運送などの業務が該当します。

**II 有害業務従事労働者の健康管理に関する事項**

問1 貴事業所における現場作業労働者数を記入してください。

区 分	現場作業労働者(人)
自社労働者	12
構内下請労働者	13

問2 次に掲げる有害業務(法令で定める有害な業務あるいは作業方法や、作業環境の管理が適切に行われていないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務。以下、この調査票において「有害業務」といいます。)がありますか。

ある	ない
1	2

→ 8頁の間8へ進んでください。

平成26年9月30日時点の有害業務従事労働者数(2つ以上の業務(作業)に従事している労働者については、それぞれ従事している業務の欄に計上してください。)を記入してください。また、下記1及び3~5に掲げる有害業務については、作業主任者を選任している場合に、該当する番号に○をつけてください。  
 なお、貴事業所が運輸業に属する場合には、過去1年間(平成25年10月1日から平成26年9月30日)に有害業務に従事した労働者数(実人数)を記入してください。

有害業務の種類	自社労働者(人)	構内下請労働者(人)	作業主任者選任有
1. 鉛 業 務	15	16	1
2. 粉 じ ん 作 業	17	18	3
3. 有 機 溶 剤 業 務	19	20	4
4. 特定化学物質を製造し 又は取り扱う業務	21	22	5
5. 放 射 線 業 務	23	24	
6. 除染等業務、特定線量下 業務	25	26	
7. 強烈な騒音を発する場所 における業務	27	28	
8. 振動工具による身体に著 しい振動を与える業務	29	30	
9. 紫外線、赤外線にさらさ れる業務	31	32	
10. 重量物を取り扱う業務	33	34	

→ 3頁の間3と7頁の間7  
にお答えください。

→ 4頁の間4と7頁の間7  
にお答えください。

→ 5頁の間5と7頁の間7  
にお答えください。

6頁の間6にお答え  
ください。

・有害業務のうち2  
~6の業務がない場  
合は8頁の間8にお  
進みください

・該当する業務があ  
る場合はそれぞれの  
問の順に従って回答  
し8頁の間8にお進  
みください。

## 2 頁解説（続き）

「**振動工具**」とは、ピストンによる打撃機構を有する工具、内燃機関を内蔵する工具で可搬式のもの、グラインダー、携帯用の皮はぎ機、タイタンバー等をいいます。

「**紫外線、赤外線にさらされる業務**」とは、電気、ガスによる溶接、切断を行う業務、アーク灯の操作を行う業務、赤外線乾燥装置のそばで強い赤外線にさらされる業務等をいいます。

「**重量物を取り扱う業務**」とは、おおむね 30 キログラム以上のものを取り扱う（人力により担う）業務の他、その取扱いが腰部や四肢等に著しく負担となるようなものを取り扱う業務をいいます。

「**作業主任者**」とは、法令に基づき労働災害・職業性疾病を防止するための管理を必要とする一定の有害業務等について、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う技能講習を修了した者のうちから事業者の選任を受けて作業の指揮等を行う者をいいます。

## 3 頁解説

### 問 3 (1) 粉じん作業

① 「**アーク溶接作業**」とは、金属をアーク溶接する作業をいいます。

「**岩石等の裁断等作業**」とは、岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げる場所における作業をいいます（①陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程、②火炎を用いて裁断し、又は仕上げる場所における作業を除く。）。

② 「**金属等の研磨等作業**」とは、研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨・ばり取りする作業をいいます。

③ 「**ずい道等建設工事作業**」とは、ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、①鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業、②コンクリート等を吹き付ける場所における作業をいいます。

（その他の粉じん作業）

④ 「**鋳物工場の型込め作業**」とは、砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業をいいます（①ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業、②水の中で砂を再生する場所における作業を除く。）。

⑤ 「**船倉内の荷役作業終了後の清掃作業**」とは、鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸した後に、船倉に残った岩石片、鉱物片及び金属片等をかき集める作業をいいます。

⑥ 「**屋外での鉱物等破砕作業**」とは、屋外で行う鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破砕し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業をいいます（砂型を用いて鋳物を製造する工程を除く。）。

### (2) じん肺の定期健康診断

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

**【問3は、Ⅱ問2の「2. 粉じん作業」に関する事項に記入した場合のみお答えください。】**

問3 (1) **平成26年9月30日時点**における下表に掲げる粉じん作業の有無、従事労働者数及びその作業の種類ごとの設備対策の有無等並びにじん肺健康診断の受診対象者数、受診者数及び有所見者数等についてお答えください（**従事労働者を記入する場合、粉じん作業のうち2つ以上の作業に従事している労働者については、従事しているすべての作業の欄に計上してください。**設備対策及び呼吸用保護具の使用については、該当する番号すべてに○をつけてください。）。

また、現従事者へのじん肺健康診断の対象期間については、ア.「3年に1回の実施対象者」は「平成23年10月1日から平成26年9月30日までの間」、イ.「1年に1回の実施対象者」は「平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間」とし、実人数を記入してください。離職者への健康管理については、じん肺管理区分が管理2又は3の離職者（平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間）を対象とし、該当する番号すべてに○をつけてください。）

なお、貴事業所が運輸業に属する場合には、過去1年間（平成25年10月1日から平成26年9月30日）の状況を記入してください。

粉じん作業の種類	作業の有無		従事労働者数 〔下請を含む〕 (人)	設備対策				呼吸用保護具の使用の有無			現従事者へのじん肺健康診断の実施				離職者への健康管理 (離職の際又は離職後)							
	有	無		有				有			受診対象者数 (人)	有		無	管理区分2又は3の 離職者の有無							
				設備の密閉化	局排気装置	全体換気装置	その他	無	電動ファン付き	その他		無	受診者数 (人)		有所見者数 (人)	無	健康管理手帳の周知	禁煙の働きかけ	その他の働きかけ	働きかけをしていない	無	
1. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業	1	2		1	2	3	4	5	1	2	3					1	1	2	3	4	5	36~44
うち 屋外におけるアーク溶接作業に係る粉じん作業	1	2		1	2	3	4	5	1	2	3					1	1	2	3	4	5	45~53
うち 屋外における岩石及び鉱物を裁断等する作業	1	2		1	2	3	4	5	1	2	3					1	1	2	3	4	5	54~62
2. 金属等の研磨等作業	1	2		1	2	3	4	5	1	2	3					1	1	2	3	4	5	63~71
うち 屋外における岩石又は鉱物を研磨、ばり取りする作業	1	2		1	2	3	4	5	1	2	3					1	1	2	3	4	5	72~80
3. すい道等建設工事作業	1	2		1	2	3	4	5	1	2	3					1	1	2	3	4	5	81~89
4. 鋳物工場の型込め作業	1	2		1	2	3	4	5	1	2	3					1	1	2	3	4	5	90~98
5. 船倉内の荷役作業終了後の清掃作業	1	2		1	2	3	4	5	1	2	3					1	1	2	3	4	5	99~107
6. 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し湯出し、又は鋳込みする場所における作業	1	2		1	2	3	4	5	1	2	3					1	1	2	3	4	5	108~116
7. 屋外での鉱物等破砕作業	1	2		1	2	3	4	5	1	2	3					1	1	2	3	4	5	117~125

(2) 現在あるいは過去に従事した労働者のうち、じん肺健康診断対象労働者の有無についてお答えください。該当する番号（1～3）すべてに○をつけ、じん肺健康診断を実施した場合は、それぞれの人数を記入してください。1、2については実人数、3については延べ人数を記入してください（下請け労働者も含みます。）。

3年に1回のじん肺健康診断実施対象者がいる	1	1 平成23年10月1日から平成26年9月30日までの間			
		実施の有無 有 無	受診対象者数(人)	受診者数(人)	有所見者数(人)
1年に1回のじん肺健康診断実施対象者がいる	2	2 平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間			
		実施の有無 有 無	受診対象者数(人)	受診者数(人)	有所見者数(人)
過去1年間に就業時、定期外、離職時の健康診断実施対象者がいる	3	3 平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間			
		実施の有無 有 無	受診対象者数(人)	受診者数(人)	有所見者数(人)
対象者はいない	4				



## 4 頁解説

問 4

(1) 表に掲げる 1 から 12 の有機溶剤業務のうち、

① 「1.の業務」は、次の業務をいいます。

有機溶剤等（有機溶剤又は有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有するものをいう。以下同じ。）をいう。）を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務

② 「2.の業務」は、次の業務をいいます。

染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのもので中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務

③ 「8.の業務」は、次の業務をいいます。

有機溶剤等を用いて行う洗浄（有機溶剤等を入れたことがあるタンクの内部における洗浄の業務を除く。）又は払しょくの業務

④ 「9.の業務」は、次の業務をいいます。

有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（有機溶剤等を入れたことがあるタンクの内部における塗装の業務を除く。）

⑤ 「12.の業務」は、次の業務をいいます。

有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。）の内部における業務

(2) 平成 26 年 9 月における 1 か月間の有機溶剤等の使用量を 1 kg 単位で記入してください。

有機溶剤等の種類（第 1 種有機溶剤、第 2 種有機溶剤、第 3 種有機溶剤）については以下のとおりです。

第 1 種有機溶剤

14 クロロホルム	28 1,2-ジクロロエチレン	36 トリクロロエチレン
23 四塩化炭素	(別名二塩化アセチレン)	38 二硫化炭素
27 1,2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)	32 1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	
14、23、27、28、32、36 又は 38 のみから成る混合物		
14、23、27、28、32、36 又は 38 と当該物以外の物との混合物で、14、23、27、28、32、36 又は 38 を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもの		

第 2 種有機溶剤

1 アセトン	10 オルト-ジクロロベンゼン	30 N,N-ジメチルホルムアミド
2 イソブチルアルコール	11 キシレン	31 スチレン
3 イソプロピルアルコール	12 クレゾール	33 テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン)
4 イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	13 クロロベンゼン	
5 エチルエーテル	15 酢酸イソブチル	34 テトラヒドロフラン
6 エチレングリコールモノエチル エーテル (別名セロソルブ)	16 酢酸イソプロピル	35 1,1,1-トリクロロエタン
7 エチレングリコールモノエチル エーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	17 酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	37 トルエン
	18 酢酸エチル	39 ノルマルヘキサン
	19 酢酸ノルマル-ブチル	40 1-ブタノール
8 エチレングリコールモノ-ノル マル-ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	20 酢酸ノルマル-プロピル	41 2-ブタノール
	21 酢酸ノルマル-ペンチル (別名酢酸ノルマル-アミル)	42 メタノール
	22 酢酸メチル	43 メチルイソブチルケトン
9 エチレングリコールモノメチル エーテル (別名メチルセロソルブ)	24 シクロヘキサノール	44 メチルエチルケトン
	25 シクロヘキサノン	45 メチルシクロヘキサノール
	26 1,4-ジオキサン	46 メチルシクロヘキサノン
	29 ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)	47 メチル-ノルマル-ブチルケ トン
1～13、15～22、24～26、29～31、33～35、37 又は 39～47 のみから成る混合物		
1～13、15～22、24～26、29～31、33～35、37 又は 39～47 と当該物以外の物との混合物で、1～13、15～22、24～26、29～31、33～35、37 又は 39～47 を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもの		

第 3 種有機溶剤

48 ガソリン	50 石油エーテル	53 テレピン油
49 コールタールナフサ (ソルベントナフサを含む)	51 石油ナフサ	
	52 石油ベンジン	
54 ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルター ペンを含む）		
48～54 のみから成る混合物		
48～54 と当該物以外の物との混合物で、48～54 を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもの		

**【問4は、Ⅱ問2の「3. 有機溶剤業務」に関する事項に記入した場合のみお答えください。】**

問4(1) **平成26年9月30日時点**における下表に掲げる有機溶剤業務の有無、従事労働者数及びその業務の種類ごとの設備対策の有無等についてお答えください(従事労働者数を記入する場合、有機溶剤業務のうち2つ以上の業務に従事している労働者については、従事しているすべての業務の欄に計上してください。また、設備対策については、該当する番号すべてに○をつけてください。)  
 なお、貴事業所が運輸業に属する場合には、過去1年間(平成25年10月1日から平成26年9月30日)の状況を記入してください。

有機溶剤業務の種類	業務の有無		従事労働者数 (下請を含む) (人)	設備対策						
	有	無		有				無		
				設備の密閉化	局所排気装置	全体換気装置	その他			
1. 有機溶剤等の製造工程における有機溶剤等のろ過混合等又は容器・設備への注入の業務	1	2	139	140	1	2	3	4	5	141
2. 染料、医薬品等又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過等の業務	1	2	142	143	1	2	3	4	5	144
3. 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務	1	2	145	146	1	2	3	4	5	147
4. 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書き込み又は描画の業務	1	2	148	149	1	2	3	4	5	150
5. 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務	1	2	151	152	1	2	3	4	5	153
6. 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務	1	2	154	155	1	2	3	4	5	156
7. 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務	1	2	157	158	1	2	3	4	5	159
8. 有機溶剤等を用いて行う洗浄又は払しょくの業務	1	2	160	161	1	2	3	4	5	162
9. 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務	1	2	163	164	1	2	3	4	5	165
10. 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務	1	2	166	167	1	2	3	4	5	168
11. 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務	1	2	169	170	1	2	3	4	5	171
12. 有機溶剤等を入れたことがあるタンクの内部における業務	1	2	172	173	1	2	3	4	5	174

(2) 平成26年9月における有機溶剤等(有機溶剤及び有機溶剤と他の物質の混合物すべて)の使用量はどのくらいですか(該当する欄に使用量を記入してください。ただし、使用量が1kgに満たない場合は「1」と記入してください。)

**貴事業所が運輸業に属する場合には、記入する必要はありません。**

有機溶剤等の種類				
第1種	第2種	第3種	区分不明	安衛法適用外
kg	kg	kg	kg	kg
175	176	177	178	179

(注)「区分不明」とは、第1種から第3種までの区分に該当するか分からない有機溶剤をいいます。  
 「安衛法適用外」とは、労働安全衛生法の適用がないエタノール等の有機溶剤をいいます。

## 4 頁解説（続き）

「区分不明」とは、有機溶剤を入れてある容器に第1種有機溶剤、第2種有機溶剤、第3種有機溶剤の区分及び有害成分等が表示されておらず、単に労働安全衛生法上の有機溶剤等とだけ表示されている場合などの有機溶剤等をいいます。

「安衛法適用外」とは、灯油等労働安全衛生法上の適用対象以外の有機溶剤等をいいますが、これらの使用量を記入する場合には、原材料、加工材料等として使用する場合の使用量を記入してください。

## 5 頁解説

問5

- ① 「第一類物質」は、以下のものをいいます。
- ア ジクロルベンジジン及びその塩
  - イ アルファ-ナフチルアミン及びその塩
  - ウ 塩素化ビフェニル（別名PCB）
  - エ オルト-トリジン及びその塩
  - オ ジアニジン及びその塩
  - カ ベリリウム及びその化合物
  - キ ベンゾトリクロリド
  - ク アからカまでに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又はキに掲げる物をその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有する物に限る。）
- ② 「その他の第二類物質」は、以下のものをいいます。
- ア アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）
  - イ インジウム化合物
  - ウ エチレンイミン
  - エ オーラミン
  - オ オルト-フタロジニトリル
  - カ クロロメチルメチルエーテル
  - キ 五酸化バナジウム
  - ク コバルト及びその無機化合物
  - ケ 酸化プロピレン
  - コ 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
  - サ 1,1-ジメチルヒドラジン
  - シ 臭化メチル
  - ス 重クロム酸及びその塩
  - セ 水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）
  - ソ ニッケルカルボニル
  - タ ニトログリコール
  - チ パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
  - ツ パラ-ニトロクロルベンゼン
  - テ 砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）
  - ト ベータ-プロピオラクトン
  - ナ ペンタクロルフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩
  - ニ マゼンタ
  - ヌ 沃化メチル
  - ネ 硫酸ジメチル
  - ノ アからネ及び5頁の第二類物質に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- ③ 「第三類物質」は、以下のものをいいます。
- ア アンモニア
  - イ 一酸化炭素
  - ウ 塩化水素
  - エ 硝酸
  - オ 二酸化硫黄
  - カ フェノール
  - キ ホスゲン
  - ク 硫酸
  - ケ アからクまでに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの



【問5は、Ⅱ問2の「4. 特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」に関する事項に記入した場合のみお答えください。】

問5 平成26年9月30日時点における下表に掲げる特定化学物質を製造し又は取り扱う業務の有無、従事労働者数及びその業務の種類ごとの設備対策の有無についてお答えください(従事労働者数を記入する場合、特定化学物質を製造し又は取り扱う業務のうち2つ以上の業務に従事している労働者については、従事しているすべての業務の欄に計上してください。)。また、設備対策については、該当する番号すべてに○をつけてください。

なお、貴事業所が運輸業に属する場合には、過去1年間(平成25年10月1日から平成26年9月30日)の状況を記入してください。

特定化学物質の種類	業務の有無		従事労働者数 (下請を含む) (人)	設備対策						
	有	無		有				無		
				設備の密閉化	局所排気装置	全体換気装置	その他			
第一類物質	1	2	180	181	1	2	3	4	5	182
アクリルアミド	1	2	183	184	1	2	3	4	5	185
アクリロニトリル	1	2	186	187	1	2	3	4	5	188
エチルベンゼン	1	2	189	190	1	2	3	4	5	191
エチレンオキシド	1	2	192	193	1	2	3	4	5	194
塩化ビニル	1	2	195	196	1	2	3	4	5	197
塩素	1	2	198	199	1	2	3	4	5	200
カドミウム及びその化合物	1	2	201	202	1	2	3	4	5	203
クロム酸及びその塩	1	2	204	205	1	2	3	4	5	206
コールタール	1	2	207	208	1	2	3	4	5	209
シアン化カリウム	1	2	210	211	1	2	3	4	5	212
シアン化水素	1	2	213	214	1	2	3	4	5	215
シアン化ナトリウム	1	2	216	217	1	2	3	4	5	218
1,2-ジクロロプロパン	1	2	219	220	1	2	3	4	5	221
トリレンジイソシアネート	1	2	222	223	1	2	3	4	5	224
ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状のものに限る。)	1	2	225	226	1	2	3	4	5	227
弗化水素	1	2	228	229	1	2	3	4	5	230
ベンゼン	1	2	231	232	1	2	3	4	5	233
ホルムアルデヒド	1	2	234	235	1	2	3	4	5	236
マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く)	1	2	237	238	1	2	3	4	5	239
硫化水素	1	2	240	241	1	2	3	4	5	242
その他の第二类物質	1	2	243	244	1	2	3	4	5	245
第三類物質	1	2	246	247	1	2	3	4	5	248

## 6 頁解説

問6

「放射線業務」とは、以下の業務をいいます。

- ① エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務
- ② サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線（アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエックス線をいう。後記⑤において同じ。）の発生を伴う当該装置の検査の業務
- ③ エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務
- ④ 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務
- ⑤ 上記④に規定する放射性物質又は当該放射性物質若しくは前記②に規定する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務
- ⑥ 原子炉の運転の業務
- ⑦ 坑内における核原料物質（原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。）の掘探の業務

なお、⑦に該当する業務を行っている場合は、「9. その他の放射線業務」の欄に記載してください。

「除染等業務」とは、①原発事故により放出された放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずる業務、②除去土壌（土壌等の除染等の措置により生じた土壌（当該土壌に含まれる事故由来放射性物質のうちセシウム134及びセシウム137の放射能濃度の値が1万Bq/kgを超えるものに限り、）をいいます。）又は事故由来放射性物質により汚染された廃棄物（当該廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうちセシウム134及びセシウム137の放射能濃度の値が1万Bq/kgを超えるものに限り、）の収集、運搬又は保管に係る業務、③除染特別区域等における上下水道施設、焼却施設、中間処理施設、埋め立て処分場における業務等、除去土壌又は汚染廃棄物等の処分の業務をいいます。

「特定線量下業務」とは、除染特別地域等（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に規定する「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」をいいます。）内にあって、事故由来放射性物質による平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト毎時）を超える場所で事業者が行う、除染などの業務以外の業務（建設工事に伴う測量や現地調査、運送などの業務が該当します。製造業などの屋内作業については、屋内作業場所の平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下の場合は、屋外の平均空間線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を超えていても特定線量下業務には該当しません。）をいいます。

【問6は、Ⅱ問2の「5. 放射線業務」、「6. 除染等業務、特定線量下業務」に関する事項に記入した場合のみお答えください。】

問6 平成26年9月30日時点における下表に掲げる放射線業務、除染等業務、特定線量下業務の有無、従事労働者数及びその業務の種類ごとの放射線障害防止対策の有無等についてお答えください(従事労働者数を記入する場合、放射線業務のうち2つ以上の業務に従事している労働者については、従事しているすべての業務の欄に計上してください。また、放射線障害防止対策については、該当する番号すべてに○をつけてください。)

なお、貴事業所が運輸業に属する場合には、過去1年間(平成25年10月1日から平成26年9月30日)の状況を記入してください。

放射線業務、除染等業務、 特定線量下業務の種類	業務の有無		従事労働者数  (下請を含む) (人)	放射線障害防止対策							
	有	無		有							無
				被ばく線量管理	作業主任者選任	管理区域設定	特別教育	業務規程	作業計画	電離健康診断	
1. エックス線装置の使用又は検査の業務	1	2	243	244	1	2	3	4	5	245	
2. 加速器の使用又は電離放射線の発生を伴う装置の検査の業務	1	2	246	247	1	2	3	4	5	248	
3. エックス線管等のガス抜き又は検査の業務	1	2	249	250	1	2	3	4	5	251	
4. ガンマ線照射装置等放射性物質を装備している機器の取扱業務	1	2	252	253	1	2	3	4	5	254	
5. 加工施設、再処理施設、使用施設、原子炉施設等における放射性物質取扱業務	1	2	255	256	1	2	3	4	5	257	
6. 原子炉の運転の業務	1	2	258	259	1	2	3	4	5	260	
7. 除染等業務	1	2	261	262	1	2	3	4	5	263	
8. 特定線量下業務	1	2	264	265	1	2	3	4	5	266	
9. その他の放射線業務	1	2	267	268	1	2	3	4	5	269	

## 7 頁解説

### 問7(1)

粉じん作業、有機溶剤業務、特定化学物質を製造し又は取り扱う業務で作業環境測定を行うべき作業場とは次の作業場をいいます。

- ① 粉じん作業のうち、空気中の粉じん濃度の測定を行うべき作業場とは、以下ア～タの作業を常時行う作業をいいます。
  - ア 坑内の、鉱物等を掘削する場所において、鉱物等を動力により掘削する箇所での作業
  - イ 坑内の、鉱物等を動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるいわける箇所における作業
  - ウ 坑内の、鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積卸す箇所での作業
  - エ 坑内の、鉱物等をコンペアー（ポータブルコンペアーを除く。）へ積み込み、又はコンペアーから積卸す箇所での作業
  - オ 屋内の、岩石又は鉱物を動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業
  - カ 屋内の、岩石、鉱物若しくは金属を研ま材の吹き付けにより研まし、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所における作業
  - キ 屋内の、研ま材を用いて動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるいわける箇所等における作業
  - ク 屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムを動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるいわける箇所における作業
  - ケ 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所における作業
  - コ 屋内の、粉状の鉱石又は炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所における作業
  - サ 屋内の、ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する箇所における作業
  - シ 屋内の、耐火煉瓦又はタイルを製造する工程において、原料（湿潤なものを除く。）を動力により成形する箇所における作業
  - ス 屋内の、陶磁器、耐火物、けいそう土製品又は研ま材を製造する工程において、原料を混合し、半製品若しくは製品を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げする箇所における作業
  - セ 屋内の、炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、半製品若しくは製品を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げする箇所における作業
  - ソ 屋内の、砂型を用いて鋳物を製造する工程において、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、若しくは砂落とし又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳ばり等を削り取る箇所における作業
  - タ 屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所における作業
- ② 有機溶剤業務のうち空気中の有機溶剤濃度の測定を行うべき作業場とは、第1種有機溶剤及び第2種有機溶剤に係る有機溶剤業務を行う屋内作業場をいいます。

ただし、タンク等の内部以外の場所において当該業務に労働者を従事させる場合で、作業時間1時間に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常態として超えない場合又はタンク等の内部において当該業務に労働者を従事させる場合で、1日に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常に超えない場合は除きます。
- ③ 特定化学物質を製造し又は取り扱う業務のうち空気中の特定化学物質の濃度測定を行うべき作業場とは、第一類物質及び第二類物質を製造し若しくは取り扱う屋内作業場又は区分コークス炉上において若しくは炉に接してコークス製造の作業を行う作業場をいいます。

### (2) 作業環境測定に基づく評価について

有害業務を行う作業場を、労働者が健康を害することなく働くことができる環境とするためには、有害物質が作業場の空間にどの程度あるのかを測定し、その有害物質の濃度の高低、ばらつきを把握した上で、作業環境状態を客観的に評価することが必要となります。

















